柏崎市懲戒処分等の公表基準

1 目 的

この基準は、地方公務員法に基づく懲戒処分を行った場合の処分内容等を公表することにより、公務員倫理の徹底及び不祥事の発生を防止するとともに、行政運営の公正さと透明性を確保することを目的とする。

2 公表対象

次のものについて公表する。

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分(免職・停職・減給・戒告)
- (2) 刑事事件で起訴された場合の分限休職(いわゆる「起訴休職」)処分
- (3) 上記以外の処分で社会的影響等を勘案し、任命権者が必要と認めた場合

3 公表内容及び時期等

事案内容に応じて、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 刑事事件の場合
 - ア 処分の公表は、原則として刑事処分確定後行う。
 - イ 職員が逮捕され、逮捕した機関が事案の概要、当該職員の氏名、年齢等を公表した場合には、アにかかわらず、逮捕した機関の公表内容に準じた内容で、公表を行う(公表後、いわゆる誤認逮捕であったことが判明し、釈放された場合には、その旨も公表する。)。また、市が告訴・告発した案件についても、事案の概要、当該職員の氏名、所属(部及び課)、性別、及び満年齢を公表する。
 - ウ 当該職員が起訴され起訴休職となった場合には、その旨を公表する。公表内容は、起訴 状に即した事案の概要、当該職員の所属(部及び課)、職位、性別及び年代とする。
 - エ 不起訴処分となった場合には、当該職員をとおして不起訴処分の理由を確認した後、任 命権者による当該職員への事情聴取により判明した事実の範囲内で事案の概要と当該職 員の所属(部及び課)、性別、及び年代を公表する。ただし、不起訴処分の理由が「心神 喪失」、「罪とならず」、「嫌疑なし」または「嫌疑不十分」であって、かつ市による事案 の公表が不起訴処分決定までの間一切行われていない場合には、公表しない。

(2) (1)に該当しない案件の場合

懲戒処分後速やかに、事案の概要、処分内容及び処分年月日並びに所属(部及び課)、職位、性別、年代の被処分者の属性に関する情報を公表する。

- (3) 社会的影響の大きな事件に係る事案で、任命権者が必要と認めたときは、被処分者の氏名も公表する。
- (4) 被害者名及び事案の発生した店舗や施設の具体名は公表しない。ただし、事案発生場所が、柏崎市の設置する施設の場合には、その具体名を公表する。

4 公表対象の例外

憲法第82条第2項に基づき対審が非公開となった場合、被害者または事案の関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合、捜査機関または司法機関の判断により捜査や公判の維持に重大な影響を及ぼす恐れがあるとされた場合等においては、3にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないこととする。

5 公表方法

報道機関等への資料提供、市ホームページへの掲載、その他適宜の方法によるものとする。

6 適用期日

平成29年10月11日から適用する。